

目標設定に向けての取り組みの現状

行動計画策定指針四の1に掲げる市町村行動計画に盛り込む策定領域の別に、平成15年度に取り組みられた状況は下表のとおりです。

政策領域	実施状況（平成15年度）
<p>(1) 地域における子育ての支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ※乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育（派遣型）） ※ファミリー・サポート・センター事業 ※放課後児童健全育成事業 ※子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ※子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業） ※乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育（施設型）） ※一時保育事業 ※特定保育事業 ▲幼稚園における預かり保育 ※つどいの広場事業 ※地域子育て支援センター事業 ※通常保育事業（低年齢児保育は別途再掲） ※延長保育事業 ※休日保育事業 ※夜間保育事業 ▲子育てマップの作成・配布 ▲保育所のサービス評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 未設置 設置数 1か所 定員数各50人、設置数11か所 未設置 未設置 未設置 設置数 2か所 未設置 実施園 3か所 未設置 設置数 2か所 定員数 1, 155人 設置数 2か所 未設置 未設置 未作成 未実施
<p>(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲乳幼児健診の充実（4か月児、1歳8か月、3歳6か月） ▲地域における食に関する学習の機会の充実 ▲地域における性に関する正しい知識の普及 ▲小児医療の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 受診率 91～100% 開催回数108回、開催場所数4会場 開催回数 5回、参加者数 59人 新生児訪問2月～ 116人
<p>(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎子育てを支援・サポートする人の養成・配置 ◎中学生等の乳幼児ふれあい体験の充実 ▲学校評議員の設置推進 ▲幼児教育振興プログラムの策定 ▲家庭教育学級・講座の開催 ▲親子による交流・自然体験学習の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 配置人数 0回 開催回数 14回、参加者数 332人 設置率 100% 策定年度 未定 開催回数 7回、参加者数 43人 開催回数 1回/年、参加数 51人 (子どものみ)

<p>(4) 子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>▲公共賃貸住宅における多子性世帯等の優先入居制度の活用</p> <p>▲子育てバリアフリーマップの作成</p> <p>◎特別特定建築物のバリアフリー化</p>	<p>実施なし</p> <p>未作成</p> <p>バリアフリー化率 対象施設なし</p>
<p>(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進</p> <p>▲「働き方の見直し」セミナー等の開催</p>	<p>開催回数 0回、参加者数 0人</p>
<p>(6) 子ども等の安全の確保</p> <p>▲交通安全教室の開催</p> <p>▲子どもを対象とした防犯指導の充実、防犯機器の貸与</p> <p>▲「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置促進</p> <p>▲警察と学校等々の関係機関とのファックスネットワーク等の構築</p> <p>▲防犯性能の高い建物部品の普及促進</p> <p>▲子どもが犯罪等の被害に遭わないための安全・安心マップの作成・配布</p> <p>▲防犯灯の整備促進</p>	<p>開催 45回、参加者数 4,673人</p> <p>開催 0回、 配布数 なし</p> <p>設置件数 270世帯 (H16.7現在)</p> <p>ネットワークの設置年度 H13.8.17市教委 H14.2 全学校に設置</p> <p>なし</p> <p>未作成</p> <p>整備件数 4,985 基</p>
<p>(7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進</p> <p>▲虐待防止ネットワーク等の設置・活用</p> <p>▲母子家庭等に対する相談体制の充実</p> <p>▲放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ推進</p>	<p>平成12年5月30日</p> <p>相談員数 0人</p> <p>障害児対応クラブ数 10クラブ</p> <p>受け入れ障害児数 11人</p>

注1 ※は『地域行動計画策定の手引き』「2 定量的目標の設定方法」において、目標事業量の具体的な設定方法を示しているもの。

注2 ▲は国において目標事業量として示しているが、設定について任意のもの。

注3 ◎は京都府において追加または変更した指標例。

参考

特別特定建築物

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）第2条第3号に定められる不特定多数の者又は主として高齢者、身体障害者等が利用する建築物で、延べ床面積2,000㎡以上のもの

バリアフリー化

ハートビル法に基づく利用円滑化基準 に適合する整備が行われていること

バリアフリー化率

特別特定建築物の総ストック数に対するバリアフリー化されたものの割合